

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表7の2の項を削り、同表7の3の項を同表7の2の項とし、同表26の項中「7,650円」を「7,850円」に、

「	「		「		」
	2, 150円		を		2, 200円
	3, 150円				3, 300円
」		」		」	

に改め、同表35の項中「又は圧

縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

- (2) 別表付表7の項第2号中「においては」を「において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値とし、及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「基準告示」という。)の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示I.第2の2-3の(2)イの数値とした場合は」に改め、
- 「合算した額」の次に「(当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第2号の数値とし、及び基準告示の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準告示I.第2の2-3の(2)ロの数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分

一消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値とした場合は」に改め、「合算した額」の次に「(当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第2号の数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計について別表付表13の項第1号アの規定により算定した額)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表7の2の項を削り、同表7の3の項を同表7の2の項とする改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から、別表付表7の項、9の項、13の項、15の項及び17の項の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表26の項の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

医薬品の配置販売に係る身分証明書の交付等に関する手数料を適正な額に改定するほか、法令の一部改正に伴い、個人番号通知カードの再交付、圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査等及び低炭素建築物新築等計画の認定等に関する手数料の規定をそれぞれ整備するため、本案を提出する。